

「安全管理仕様書」新旧対比表

旧	新	変更理由
安全管理仕様書 制 定 2003年 2月 4日：要領業管室第6号 最終改正 2025年 3月26日：要領安品本部第24号-24 施 行 2025年 4月 1日 所管部署 安全・品質本部 安全推進部 1. 目 的 本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。 2. 適用範囲 (1) 本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。 (2) 当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。 3. 用語の定義 (1) 請負工事 請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。（土木工事、建築工事および機器据付工事等） (2) 委託業務 委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。 （現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務） (3) 物品購入 物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。 （現場作業を伴う物品据付工事等） (4) 作 業 請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。 (5) 関係請負人 当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。 (6) 作業実施部署 供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。 (7) 作業現場 現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。 (8) 常駐 作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。	安全管理仕様書 制 定 2003年 2月 4日：要領業管室第6号 最終改正 2025年 5月30日：要領安品本部第24号-25 施 行 2025年 6月 1日 所管部署 安全・品質本部 安全推進部 1. 目 的 本仕様書は、当社「安全衛生管理規程」に基づき関係請負人が遵守すべき安全管理に関する基本事項を定め、作業における安全確保を最優先に考えて、安全対策の樹立と労働災害の防止に努め、万一災害が発生した場合でも被害の拡大を防止することを目的とする。 2. 適用範囲 (1) 本仕様書は、関係請負人が当社構内において作業を実施する場合に適用する。ただし、本仕様書の要求事項を満たしつつ、個々の契約文書により詳細な記載がある場合は、それに従うものとする。また、データ入力・文書管理委託業務等の現場作業を伴わない業務には、本仕様書の現場作業に係る記載事項は適用しない。 (2) 当社の放射線管理区域における放射線安全については、別途当社が定める放射線管理仕様書による。 3. 用語の定義 (1) 請負工事 請負契約で供給者が当社構内で実施する工事をいう。（土木工事、建築工事および機器据付工事等） (2) 委託業務 委託契約で供給者が当社構内で実施する作業をいう。 （現場作業を伴う委託業務ならびに警備、データ入力、文書管理および技術支援等の委託業務） (3) 物品購入 物品購入契約で供給者が当社構内で実施する据付等の作業をいう。 （現場作業を伴う物品据付工事等） (4) 作 業 請負工事、委託業務および物品購入により供給者が当社構内で実施する作業を総称していう。 (5) 関係請負人 当社の運営に関わる作業を行う供給者を総称していう。 (6) 作業実施部署 供給者が当社構内で実施する作業を所管する当社の部署をいう。 (7) 作業現場 現場指揮者の指揮・監督のもと、当社構内において実際に作業を行っている場所をいう。 (8) 常駐 作業現場のある当該地域に配置され、作業員に対する指揮命令が速やかに行えること、かつ事故発生時に速やかに現場対応が可能な状態であることをいう。	最終改正・施行日・文書番号の更新

旧	新	変更理由
資料－１９ g. 作業者に対し、作業開始前、重装備作業前、管理区域入域前に水分や塩分の補給等必要な指導を行い、自覚症状が出る前の定期的な補給をさせること。 なお、汗を多くかく場合には、スポーツドリンクの塩分のみでは不足するためさらに塩分も摂らせること。 h. 休憩場所に体温計を置き、体調に変化があった時または休憩時間等に測定させ通常時より発熱している場合は、作業を中断し水分や塩分の補給等必要な措置を行うこと。 (4) 労働衛生教育【一般】 高温・多湿環境下における作業を行う際には、作業を管理する者および作業者に対し、あらかじめ、熱中症が発生した場合に講じる措置の具体的内容、手順等次の事項について労働衛生教育を行うこと。 a. 熱中症の症状（参考－４：熱中症が起こりやすい環境および予防・対策） b. 熱中症の予防方法（参考－５：熱中症が起こりやすい環境および予防・対策） c. 緊急時の応急救護措置（参考－３：熱中症とは） d. 熱中症の事例（参考－７：参考資料／熱中症に関連する通達等） (5) 救急措置【一般】 a. 緊急連絡体制表をあらかじめ作成し、関係者に周知すること。 また、病院、診療所等の所在地、連絡先を把握しておくこと。 b. 少しでも熱中症の症状が見られた場合は、水分および塩分の補給を行い、医師の手当を受けさせること。 c. 自立歩行が困難な疾病者が発生した場合に、速やかに作業エリア外へ搬出できるよう予め手段を確保すること。 特に、ピット・タンク等の底部での作業の場合は、作業実施部署以外に關係する部署の意見を取り入れ、確実に手段を確保すること。 d. 熱中症の疑いがある場合は、直ちに緊急医療チーム専用電話へ連絡し、医療スタッフの助言と指示に従うこと。 【解説】緊急医療チーム専用電話とは、医療スタッフへ直接連絡が取れる専用回線である。 内線：（９６）７７７７　外線：０１７５－７１－２５７７ (6) 熱中症の発症の場合、次の情報を確認すること。 a. 装備（できるだけ詳しく）、冷却材等の装着の有無・内容等 b. 作業時間、作業場所の温度、湿度等 c. 当日および数日間の勤務状況、体調、健康状態等 d. 当日および作業開始前の食事、水分および塩分等の摂取状況等	資料－１９ g. 作業者に対し、作業開始前、重装備作業前、管理区域入域前に水分や塩分の補給等必要な指導を行い、自覚症状が出る前の定期的な補給をさせること。 なお、汗を多くかく場合には、スポーツドリンクの塩分のみでは不足するためさらに塩分も摂らせること。 h. 休憩場所に体温計を置き、体調に変化があった時または休憩時間等に測定させ通常時より発熱している場合は、作業を中断し水分や塩分の補給等必要な措置を行うこと。 i. 熱中症の自覚症状のある作業者や、熱中症のおそれのある作業者を発見した者が、その旨を報告できるよう体制を整備しておくとともに、報告方法について事前に作業者に周知しておくこと。 (4) 労働衛生教育【一般】 高温・多湿環境下における作業を行う際には、作業を管理する者および作業者に対し、あらかじめ、熱中症が発生した場合に講じる措置の具体的内容、手順等次の事項について労働衛生教育を行うこと。 a. 熱中症の症状（参考－４：熱中症が起こりやすい環境および予防・対策） b. 熱中症の予防方法（参考－５：熱中症が起こりやすい環境および予防・対策） c. 緊急時の応急救護措置（参考－３：熱中症とは） d. 熱中症の事例（参考－７：参考資料／熱中症に関連する通達等） (5) 救急措置【一般】 a. 緊急連絡体制表をあらかじめ作成し、事前に作業者に周知しておくこと。 また、病院、診療所等の所在地、連絡先を把握しておくこと。 b. 当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じた医師の診察等熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容およびその実施に関する手順をあらかじめ定め、事前に作業者に周知しておくこと。 c. 少しでも熱中症の症状が見られた場合は、水分および塩分の補給を行い、医師の手当を受けさせること。 d. 自立歩行が困難な疾病者が発生した場合に、速やかに作業エリア外へ搬出できるよう予め手段を確保すること。 特に、ピット・タンク等の底部での作業の場合は、作業実施部署以外に關係する部署の意見を取り入れ、確実に手段を確保すること。 e. 熱中症の疑いがある場合は、直ちに緊急医療チーム専用電話へ連絡し、医療スタッフの助言と指示に従うこと。 【解説】緊急医療チーム専用電話とは、医療スタッフへ直接連絡が取れる専用回線である。 内線：（９６）７７７７　外線：０１７５－７１－２５７７ (6) 熱中症の発症の場合、次の情報を確認すること。 a. 装備（できるだけ詳しく）、冷却材等の装着の有無・内容等 b. 作業時間、作業場所の温度、湿度等 c. 当日および数日間の勤務状況、体調、健康状態等 d. 当日および作業開始前の食事、水分および塩分等の摂取状況等	法令改正を踏まえ、熱中症のおそれがある場合に作業者が報告する体制を事前に整備し、周知しておくことを追記。 法令改正を踏まえ、熱中症の悪化を防止するための措置を定めた手順を事前に整備し、周知しておくことを追記。